

## 令和6年度地域いきいきライフ推進事業委託（単価契約）仕様書

## 1 業務名

令和6年度地域いきいきライフ推進事業

## 2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 1 業務目的

介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、市民をはじめとする多様な主体の意欲や能力を最大限に発揮し、地域での健康づくり活動や支え合い活動等が創出されるような支援を推進することが求められている。

本事業は、多様な主体の意欲や能力を最大限に活かし、高齢者を主とした誰もが参加できる様々な集いの場の創出やその支援を行うことで、健康づくり活動、支え合い活動等の活性化を図るものである。こうした活動を通して集う者同士の交流や連携を深め、一人ひとりの健康の維持・増進を推進するとともに、多様な主体の協働により効果の高い仕組みづくりを進めることを目的とする。

## 2 委託業務内容

単価契約分及び総額契約分とし、各々の事業内容については以下のとおりとする。

## (1) 単価契約分

- ア どこでもいきいき教室
- イ 介護予防ボランティア養成プログラム
- ウ いきいき倶楽部
- エ いきいきサロン
- オ 買い物リハビリテーション
- カ フレイル予防教室
- キ いきいきライフフェスティバル
- ク 介護予防講演会

## (2) 総額契約分

- ア いきいきライフプラス事業
- イ 会議等
- ウ 共通経費

## 3 委託業務内容の詳細

## (1) 単価契約分

ア【業務名】 どこでもいきいき教室

【業務概要】 市民等が主体的に集まって活動する地域サロン等の団体に対し、介護

予防に資する運動、口腔、栄養をテーマに、市民が主体的に活動できるような仕組みを提案する。

【会場】 提案による

【実施時間】 提案による

【内容】 提案により実施する。

【その他】 地域サロン等の参加者が自主的に継続して運動等の実践を行っていきけるよう介護予防ボランティア等との連携に注力すること。

#### イ 【業務名】 介護予防ボランティア養成プログラム

【業務概要】 地域での健康づくりや支え合い活動を先導する市民を養成するために必要なプログラムを実施する。養成した介護予防ボランティアが地域での主体的な健康づくり活動を先導できるようフォローアップする。

【会場】 市内公共施設等

【実施回数】 年12回を想定

【実施時間】 1回2時間程度

【内容】 (ア) 身体を動かすことの大切さと楽しさを学びつつ、地域サロン等における健康づくりの先導役を担うための意欲や能力の向上を図る。講義、実技、実習、実践(OJT)を適切に組み合わせ、実際に活動にいたるまでの伴走に加え、介護予防ボランティアを介護予防教室やサロン等、活躍できる場へ積極的に派遣し、実践の中での成長を促すプログラムとする。

(イ) 地域サロン1回分(30分程度)を先導できる人材の養成を目指すこと。

(ウ) 介護予防ボランティアの活動を活性化することを目的に、介護予防ボランティアどうしの交流の場を設けること。

(エ) 想定参加者数は20~40人程度とする。

【その他】 (ア) 対象者は市内在住の65歳以上の人を優先すること。

(イ) 登録制とし、登録時の講習を受講することで登録を行い、以後実践等の中で成長を促していくこと。

(ウ) 実践においては、適切なボランティアポイントを設定して付与することとする。

#### ウ 【業務名】 いきいき倶楽部

【業務概要】 市内高齢者に対して、生活機能の維持及び向上を目的としたプログラムを地域の老人憩の家、集会所等で実施することにより、要介護状態になることを防ぐ。

【会 場】 市内地区会場（実施場所、日時については市が指定する。）

【実施回数】 1月あたり16回を想定

【実施時間】 1回につき60分程度以内

【内 容】 運動、創作活動、健康寿命延伸のための講話や測定を実施する。想定参加者数は10～20人程度とする。会場により時間が連続した2部制とする場合がある。

【人員配置】 講師等1人以上

※以下の条件を全て満たす者とする。

(ア) 高齢者の特性等を十分理解しており、参加者の見守りかつ支援が必要な人の状況を把握できること。

(イ) 同種の業務に従事した実績があること。

【その他】 (ア) 市が主催する通いの場として、参加者受付、名簿管理、広報等の運営全般を併せて行うこと。

(イ) 参加者の心身状態の悪化を早期に発見し、フレイル予防教室への参加を促すなどすること。

(ウ) 創作活動を行う場合の材料費は、年間80万円以内とし、委託事業内で対応すること。

エ 【業務名】 いきいきサロン

【業務概要】 重要な地域資源である市内外の様々な事業者の意欲や創意工夫を生かして、事業者による主体的な健康づくりの場の形成を支援することで、地域に交流と集いの場を増やして、地域に住む高齢者等の生きがいや健康づくりを図るとともに、地域と事業者の円滑な関係づくりを推進する。一般市民ではなく、専門職等である事業者等が主体的に開催するサロンとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて、事業者、専門職として果たすべき役割と特長を十分に発揮して運営を行う。

【実施概要】 各事業者が、事業内容や運営について実施計画書を作成し、事業全体の目的を効果的・効率的に達成するための必要な改善を行いながら進めること。改善については、事業者の提案について市と協議を行った上で決定するものとする。また、受託者と事業者の間で協議し、各事業者に適した評価指標を設定し、それに応じた計測等を実施すること。

【開催日時】 契約期間内で、受託者が設定し、実施計画書に記載する。ただし、1回の時間は、60分以上で設定すること。

【開催場所】 長久手市内で、受託者が用意する場所を設定し、実施計画書に記載する。ただし、事業を安全に開催し、目的を達成できる要件を満たすこと。市外でも隣接地域であれば相談に応じる（開催場所までの市民の移動に

支障がないかどうか等)。

【開催回数】月1回以上一定期間以上継続して開催することを条件に、受託者が設定し、実施計画書に記載する。一定期間とは、交流と通いの場としての事業目的を達成するために必要最低限の期間とする。年間で合計170回を想定。

【人員体制】高齢者の見守り、介護予防プログラム等実施の経験を有し、安全かつ円滑に事業を実施できる職員が、1人以上専従すること。ただし、受託者が主体的に開催するサロンとしての特長を生かしつつ、サロンの円滑な運営に支障をきたさない場合に限り、他の職務との兼務を可とする(人員には、運営に協力する市民ボランティアの数は含めることができない)。

【対象者】長久手市内在住の65歳以上の人及びその支援のための活動に携わる人(市民ボランティア)

【定員】1回あたりの定員は、5人以上(市民ボランティアを除く。)とすること。

【参加者負担金】1人1回あたり、100円から500円までの間で受託者が設定し、実施計画書に記載する。なお、参加者負担金は、発注者への歳入ではなく受託者の収入とする。

※活動に要する材料費、食費等の実費は別途徴収可だが、参加申込時に明示すること。

※市民ボランティアとして参加する人は、報酬の有無を含め、任意で設定可能

【その他】送迎の実施は必須ではない。受託者の任意により、送迎に係る参加者負担が無料であれば送迎を行うことは可能

オ【業務名】買い物リハビリテーション

【業務概要】心身機能が低下し、閉じこもりがちになっている高齢者等は、日常生活自立度が急速に低下する。生活機能の維持向上を図る介護予防プログラムに買い物ができる支援を組み合わせた教室を実施する。

【実施概要】各事業者が、事業内容や運営について実施計画書を作成し、事業全体の目的を効果的・効率的に達成するために必要な改善を行いながら進めること。改善については、事業者の提案について市と協議を行った上で決定するものとする。

【留意事項】本事業の全体的な事業趣旨に鑑み、市民主体の介護予防の場と事業者主体の介護予防の場の情報共有や相互連携を推進することで、全体として健康づくり活動や支え合い活動が活性化していく方策を講じること。

また、心身機能が低下し虚弱になりがちな高齢者と元気な高齢者等が交流する機会を促進し、心身機能の差異による交流機会の喪失を防ぎ、心身機能が低下したとしても、元気な人と一緒に参加できる環境づくりを進めること。

【開催日時】 契約期間内で、受託者が設定し、実施計画書に記載する。ただし、1回の時間は、120分程度で設定すること。そのうち、身体機能向上に資する時間を30分以上確保すること。

【開催場所】 長久手市内で、受託者が用意する場所を設定し、実施計画書に記載する。ただし、教室を安全に開催し、目的を達成できる要件を満たすこと（事業を行うための十分な広さやバリアフリー設備等。広さについては1人あたり2㎡以上を確保することを基準とする。）。市外でも隣接地域であれば相談に応じる（開催場所までの市民の移動に支障がないかどうか等）。

【開催回数】 月1回以上週2回以内で年間210回の範囲内で継続して開催することを条件に、受託者が設定し、実施計画書に記載する。また実施回数には、買い物を伴うプログラムに加えて、身体機能向上のみのプログラムも含む。身体機能向上のプログラムは運動指導のできる専門職が担うこととする。

【人員体制】 受託者に所属しており、介護予防プログラム等実施の経験を有し、安全かつ円滑に事業を実施できる職員が、参加者15人までの場合2人以上専従すること。以降15人ごとに1人増員すること（人員には、運営に協力する市民ボランティアの数は含めることはできない。）。

【送迎】 希望する者に対しては、自宅から開催場所までの送迎を無料で行うこと（ただし、市民ボランティアは除く。）。

【対象者】 長久手市内在住の65歳以上の人で、生活機能の低下により外出が困難になりつつあるが、改善させ自立する意思がある人。また、その支援のための活動に携わる人。ただし、介護保険により通所介護を利用している者は除く。教室への参加期間は6か月を限度とする（市民ボランティアは除く。）。

【参加者自己負担金】 1人1回あたり、100円から1,000円までの間で受託者が設定し、実施計画書に記載する。参加者負担金は、発注者への歳入ではなく受託者の収入とする。活動に要する材料費、食費等の実費は別途徴収可だが、参加申込時に明示すること。市民ボランティアとして参加する人は、報酬の有無を含め、任意で設定可能とする。

【参加の申込】 (ア) 受託者は、参加希望者又は家族からの申出や他機関等からの紹介を受け、参加希望者又は家族に電話又は面談により教室の

内容の説明を行い、趣旨の了承を得る。

(イ) 受託者は、参加希望者に面談して、登録及び必要なアセスメントを行い、参加希望者の確認を受ける。

(ウ) 登録の内容については、毎月の実施報告とともに市への報告を行う。

【評価の方法・参加者の支援】受託者は、参加者一人ひとりに対して、相談の上6か月後に達成したい生活目標を1つ以上具体的に設定すること。また、身体的な変化も確認するため、体力測定等により分析し、効果の検証を行うこと。6か月後には、どのような達成効果があったかの評価を行うこと。卒業する際には、通いの場等に円滑に移行できるように、フォローアップを行うこと。

#### カ【業務名】フレイル予防教室

【業務概要】心身状態が悪化しているが改善する可能性のあるいわゆるフレイル状態の人に、週に1～2回、3か月程度を1クールとする運動、栄養、口腔ケアを組み合わせたプログラムを提供する。福祉の家のトレーニングマシンや歩行浴等の資源を利用することも可能とする。

【会 場】福祉の家

【実施回数及び実施期間】2クール

【業務内容】提案による

【人員体制】介護予防プログラム等実施の経験を有し、安全かつ円滑に事業を実施できる職員が専従すること。(従事人数は要相談)

【対象者】市内在住65歳以上で介護認定(要介護1～5)を受けておらず、参加受付時に実施する問診票等により、フレイル状態にある者

【参加者自己負担金】要相談 なお、参加者負担金は、発注者への歳入ではなく受託者の収入とする。

【評価方法】提案による

【教室開催に係る留意事項】

(ア) 教室開催に伴う、部屋の管理(開閉錠を含む。)、会場準備や片付け、参加者の受付事務及び、利用者自己負担金の徴収事務を行うこと。

(イ) 参加者名簿を作成し、実績報告時に市へ提出すること。安全確保のため必要と判断する場合は、同意のもと緊急連絡先を事前に確認すること。

(ウ) 必要に応じて、事前に病歴の確認やバイタルチェック等を行い、安全を最優先に配慮すること。

- (エ) 教室実施中は、参加者の体調変化に注意すること。
- (オ) 対象者の抽出にあたっては、市及び地域包括支援センターと連携すること。
- (カ) 卒業する際には、通いの場等に円滑に移行できるように、フォローアップを行うこと。

キ【業務名】いきいきライフフェスティバル

【業務概要】市民、市民団体、民間企業、大学、行政等健康づくりや支え合いに資する集いの場の運営者・関係者やそこに参加している市民同士の多様な交流と、交流を通じた多様な主体の連携を促進するための機会を創出する。それにより、地域全体が一体となった健康づくりや支え合い活動の活性化を図る。

【会場】市内公共施設等（多様な主体が集って自由に交流できるような場所、市民が参加しやすい場所を選定して開催すること）

【実施回数】年1回を想定

【実施時間】1回6時間以内

- 【内容】(ア) 年齢、性別、活動内容を超えた情報発信と交流による個人の行動拡大や団体同士のWIN-WINを生み出すパートナーを発見できる形で実施すること。
- (イ) 情報収集や発信の効率化を図るためのITツールの活用を進めること。
- (ウ) 実施の内容については、市及び多様な主体との協議を行い、みんなで作り上げる場とすることに留意すること。想定参加者数は50人程度とする。

ク【業務名】介護予防講演会

【業務概要】人生100年時代をいきいきと生きるために、市民の自立した生活をより長く送りたいという意欲を高め、市民の行動変容に繋がる講演会を開催する。「栄養」「運動」「口腔ケア」「社会活動」など幅広いテーマとする。

【会場】市内公共施設等

【実施回数】年1～2回を想定

【実施時間】1回2時間以内

【想定参加者数】50人程度

## (2) 総額契約分

### ア 【業務名】いきいきライフプラス事業

【業務概要】上記アからクまでの事業を束ね、事業目的の達成のために一体的に遂行しつつ、事業参加者等の一層の健康増進、相互交流、互助の活性化及び多様な主体による市内外の健康づくりや支え合いに関する資源の情報収集や連携を図る。また、アからクまでの事業において参加を得られにくい関心が高くない層や主体的参加が難しい層、虚弱・閉じこもりがちにある層等への参加支援をモデル事業として試行し、効果のあるものは継続的に実施していく。

【会場】福祉の家を中心とした市内の多様な場

【内容】集いの場づくりに必要な場所、プログラム、移送、運営及び運営補助、評価等を提供する地域の市民、企業、大学等の多様な主体の把握及び連携の基盤となるプラットフォームを形成しつつ、こうした社会資源のコーディネートを行うことにより、地域課題や参加者のニーズに適切に対応した持続可能な集いの場の創出やその支援を行う。少なくとも次の社会課題に対応した集いの場の創出やその支援を行うこと。提案においては、下記の（ア）～（エ）に対応する集いの場の創出や創出支援について提案すること。また、これ以外に提案者が本市にとって重要と考える社会課題を挙げ、それに対応する集いの場を提案することもできる。

（ア）閉じこもりがちにある人が日常生活の延長として主体的かつ積極的に参加し、活動量を増やして心身の機能を維持できる集いの場

（イ）今までの市介護予防事業に関心のない層が関心を持ち、参加を促進するような事業

（ウ）買い物リハビリテーションやフレイル予防教室等の参加者が事業終了後に日常生活に取り入れられる集いの場

（エ）市がすすめる、みんコラ事業

### イ 会議等

【業務名】介護予防連絡会の開催業務

【実施回数】年6回を想定

【内容】本事業における事業推進会議を定期的実施することとし、本事業に携わる関係者を招集し、事業の情報共有、連絡調整、課題抽出、改善策の検討等を行う。ここで抽出された課題やその改善策はいきいきライフプラス事業の方針に反映させたり、市に伝達したりして、事業全体の改善に生かすこと。

## ウ 共通経費

### 【対象者の抽出】

(2)オ、カの事業については、それぞれの趣旨に合う対象者を抽出するため、市と協議の上問診票等の作成を行うこと。また、地域包括支援センター、社会福祉協議会CSW等、地域の福祉関係者から対象者を本事業へ繋げる仕組みを構築すること。

### 【連携】

必要に応じて、市が連携協定を結んでいる事業者等と連携を図りながら事業を実施すること。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していく観点から、市保険医療課、健康推進課と相互に連携を取りながら事業を進めていくこと。

### 【広報】

事業趣旨を広く発信し、参加する市民や地域サロン等を募るための広報活動及びメディアを活用した健康づくり活動や支え合い活動を実施すること。具体的には、広報媒体を作成して市民や関係者への配布を行うことはもとより、ICTを活用したコミュニケーションツールを活用して、細やかな情報発信や双方向でのやり取りができるようにすることを想定すること。多様な情報を集約し、かつ定期的に発信していくことで、情報の伝達効率の向上を意識すること。また、広報の充実とともに事業に対する効果を測定し、事業の改善につなげるための情報収集を随時行える仕組みを構築すること。市との協議の上で全ての事業を柔軟に活用して実施すること。地域サロン等に関係する専門職等への広報活動を実施し、事業趣旨の普及を図ること。

### 【安全管理体制】

実施にあたっては、参加者の安全を最優先に配慮し、安全管理マニュアルを整備すること。万が一、参加者にけが等の緊急事態が発生した場合は、参加者に対して応急処置等を実施し、速やかにその状況を市に報告すること。事故が起きたときに備え、委託事業者は適切な内容の保険に加入すること。なお、参加者の安全への周知徹底を行うこと。

### 【苦情対応】

利用者から苦情等の申出があったときは、適切な対応を行うとともに、速やかにその内容、対応状況等を市に報告すること。

### 【支え合い】

すでに地域サロン等で活動している健康づくり等に関する講師との連携を図り、派遣講師への参入等に努めること。

参加者同士の助け合いを支援し、参加者の自主性を引き出す関わりを行うこと。

市民ボランティアを受け入れ、協力して教室を実施すること。

#### 【教室運営】

教室運営で必要な物品等は、受託者が用意すること。会場の使用料は、どこでもいきいき教室については地域サロン等の団体の負担とする。その他の業務については、公共施設を活用する場合は、市が負担し、その他の施設の場合は、受託者が負担すること。

#### 【ICT技術の利活用】

健康無関心層に対して及び高齢者本人のみならず、家族や現役世代に対する働きかけとして、ITによるコミュニケーションツールなどを活用した広報や情報収集を行うこと。また、高齢者に対して、ツールを活用できるよう講座等を開催すること。新型コロナウイルス感染症への対応及び高齢者の生活機能向上を図るためICT技術を積極的に活用した集いの場を作り、コロナ禍であっても地域での健康づくり活動や支え合い活動等が創出されるような支援を推進する。

#### 【分析による効率的な教室の実施】

本事業で開催又は支援する教室等において、参加前後の主観的及び客観的な健康増進に関する指標を測定して分析し、効果的・効率的な事業のあり方を評価研究すること。測定は基本的に本事業で継続して実施する教室の前後で行うこと。なお、指標設定・測定・分析の方法等の企画実施においては、こうした分野を専門とする大学等研究機関や民間企業と連携して実施を進めること。

#### 【個人情報】

本業務中に知り得た個人情報については、業務としてあらかじめ定められたものを除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

#### 【その他】

全ての事業は、事業目的を達成するために密接に連携を取りながら進める必要がある。各項目の仕様書の内容に記載のない事項であっても、市と協議の上で、連携に留意して事業を進めること。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。また、その対策により仕様書に掲げる形での事業の実施が困難である場合、事業目的の達成に照らして、代替となる事業の在り方を積極的に検討・提案し、市と協議の上で実施すること。

## 6 支払方法

- (1) 業務全体に共通する部分及び4(2)については総額契約分とし、4(1)の各業務については、単価契約分として実施した回数に応じた支払とする。

- (2) 毎月の事業報告書を翌月10日までに提出すること。また、委託業務全体の報告書を契約期間最終日までに提出すること。
- (3) 発注者は、受注者から適法な支払請求を受理したときは、その日から30日以内に受注者に対し委託料を支払うものとする。
- (4) 総額契約分については、年2回の均等払とする。第1回目の支払は令和6年5月末までに、第2回目の支払は令和6年10月末までとし、受注者の書面による適正な請求により支払う。受注者は、この期間が終了したときは、速やかに精算書を発注者に提出する。
- (5) 単価契約分については、当該月の実績分を翌月10日までに請求するものとする。
- (6) 講師等を手配していた教室がやむを得ない事情で中止になった場合、発注者は受注者に対し、キャンセル料として下記のとおり支払う。(ただし、円位未満は切り捨て)
  - ア 前日キャンセル・・・契約金額(税抜き)の50%
  - イ 当日キャンセル・・・契約金額(税抜き)の100%

## 7 その他

- (1) 本事業は、地域における主体的な健康づくりや支え合い活動の推進をテーマとして、行政と民間企業等の効果的・効率的な役割分担のあり方を検討することも目的としており、発注者と受託者との適切な役割分担のもとで事業を行う。
  - ア 発注者  
介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を円滑に推進する観点及び受託者の民間企業としての特長を發揮した最適な連携の形を検討する観点から、中長期的な視点をふまえて本事業の調整・進行管理を行う。
  - イ 受託者  
新しい総合事業に求められる進め方及び公共的視点を十分理解しつつ、民間企業として培われた運営能力を最大限に活かして、本事業を効果的・効率的に実施する。
- (2) 事業者は、この委託業務について、契約条項又は仕様書に明示されていない事項でも、委託業務の性質上当然必要なものは、市の指示に従い、事業者の負担で実施するものとする。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、双方が誠意をもって協議を行い、これを決定する。
- (4) 本事業以外で事業利用者に支援が提供できる福祉等サービスの内容について、十分把握をするとともに、そうした支援が可能又は必要と判断する場合は、本人等の同意を得た上で、適切な機関への案内や情報提供を行いつつ、連携して利用者を支援すること。
- (5) 本事業は、総合事業の推進及び地域包括ケアシステムの構築において重要な役割を持つ事業であるため、必要に応じて関連する会議等への出席及び意見交換等を行うこと。

- (6) 本事業は、市民や事業者等の意欲や創意工夫が最大限発揮されるよう、事業の内容の進捗に合わせて、必要に応じて随時仕様の改善を行っていく方針である。そのため、業務を行いつつ、改善に向けた知見を蓄積し、関係者との共有を図ること。
- (7) 本事業は、委託事業と受託者の自主事業との連携を密にする事業である。しかしながら、それに係る経費については委託事業の趣旨を鑑み、市と協議の上で委託事業と自主事業分で明確に分別すること。